

笑顔で暮らすまちづくり

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であると同時に、地域での人と人とのふれあいが大切です。

市民が共に支えあいながら、地域のなかで安心していきいきと健康に暮らし、自立した生活を営むことのできるまちづくりをすすめます。

笑 顔で暮らすまちづくり

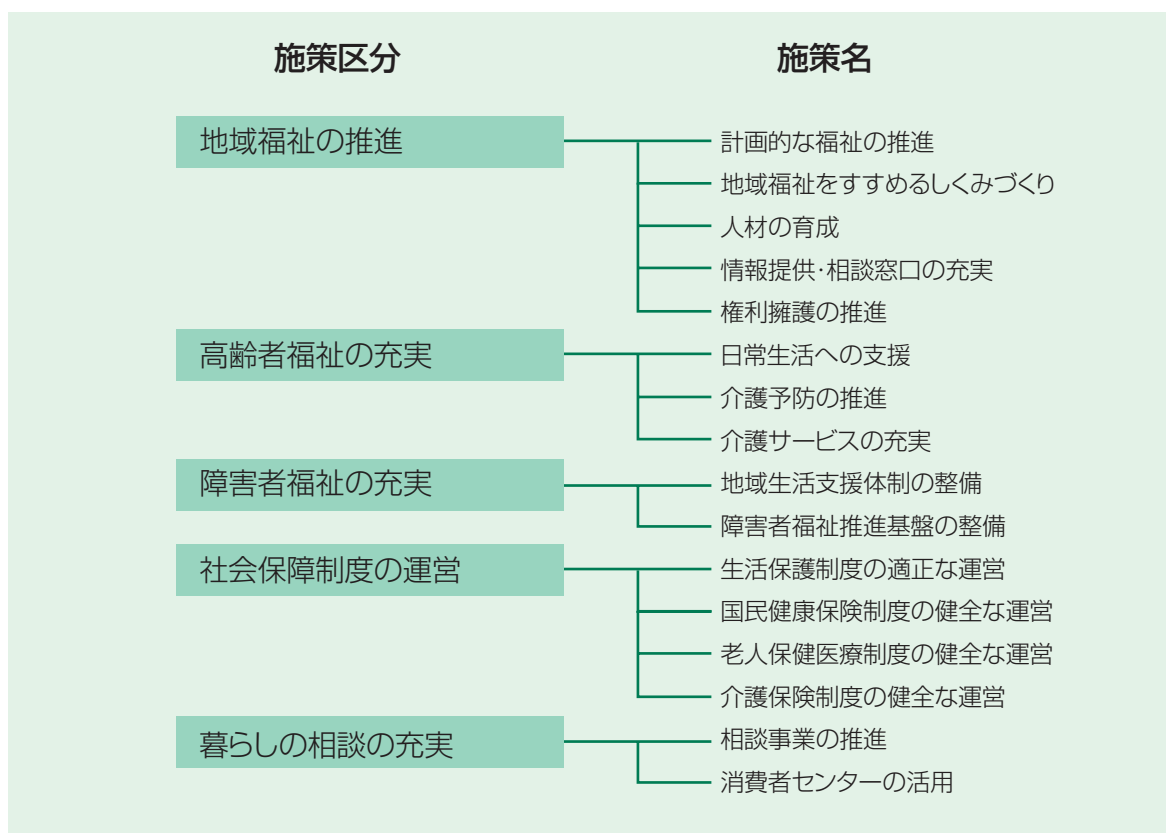
『笑顔で暮らすまちづくり』は、次の2つの視点で取り組みます。

安心して暮らすために〔笑1〕

超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態やしくみが変化しているなか、利用者の主体的な選択に对应していくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携により取り組んでいく、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があったり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築をめざします。



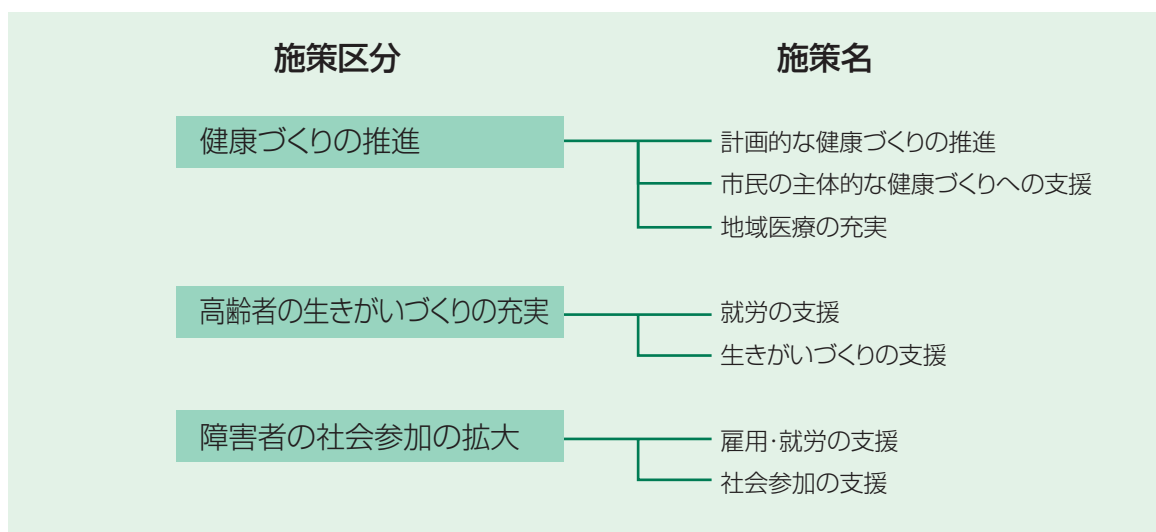
元気に暮らすために〔笑2〕

生涯にわたり可能な限り自立した生活をおくるために、若いうちから健康づくりをすすめていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図るとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みをすすめていきます。

また、高齢者や障害者が、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できるしくみを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生をおくることのできる地域社会を実現します。



地域福祉の推進

現状 課題

近年、少子高齢化の進行をはじめ、家族形態や地域社会の変化などに伴い、福祉サービスの形態やしくみが変わり利用者のニーズが多様化しています。利用者が主体的に福祉サービスを選択・利用するシステムに対応するためにも、サービスを総合的かつ効率的に提供するための体制や、福祉サービス利用者の利益を擁護するためのシステムが求められています。

市内では、民間の企業・事業所のほか、社会福祉協議会やNPO、ボランティアなどが多様な福祉活動を行っており、行政とともに各々の特徴を活かした協力・連携体制をつくっていくことが大切です。また、バリアフリー*やユニバーサルデザイン*など、だれもが快適に利用しやすい環境の整備も求められています。

これからは、地域に根ざした福祉をすすめるため、自助・共助・公助のバランスのとれた役割分担によって福祉を支えあうしくみを構築するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉を推進していく必要があります。

用語解説

「バリアフリー」

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去だけでなく、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

「ユニバーサルデザイン」

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

「総合的地域ケアシステム」

住み慣れた地域で、だれもが安心して生活できるよう、一人ひとりに適した保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供し、地域全体で支えるしくみのこと。

「第三者評価制度」

事業者の提供するサービスの質について、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度のこと。個々のサービスの質の向上とともに、利用者の適切なサービス選択に役立つ情報の提供をめざしたもの。

「成年後見制度」

痴ほう性の人や知的障害・精神障害がある人など自分で十分に判断することができない人が、財産管理や各種契約、遺産分割などの法律行為をするとき、悪徳商法などの一方的に不利な被害にあわないよう法律面や生活面で支援し、その権利を保護することを目的とした制度。

「地域福祉権利擁護事業」

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを、一人でするのが難しい方への援助を行う。

多様な福祉サービスの充実とともに、お互いに支えあうしくみを整え、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちをめざします。

施策 内容

●計画的な福祉の推進〔笑1-1-1〕

○地域福祉計画を策定し、だれもが地域において質の高いサービスを利用して安心して暮らせるためのまちづくりを計画的に推進します。

●地域福祉をすすめるしくみづくり〔笑1-1-2〕

○だれもが地域で安心して生活していくために、市と社会福祉協議会が連携し、小地域福祉活動を積極的にすすめるとともに、活動しやすい環境整備に努めます。

○社会福祉協議会や在宅介護支援センター、民生委員・児童委員やNPO・ボランティアなどと連携して、小地域での総合的地域ケアシステム*の整備について検討します。

●人材の育成〔笑1-1-3〕

○地域福祉の担い手であるNPO・ボランティアや、ふれあいのまちづくりなどの地域組織を支援していきます。

○保健・医療・福祉を中心としたさまざまな領域にわたる調整・アドバイスができる福祉従事者の専門性の向上を図るとともに、ホームヘルパー、生活支援ヘルパーなどの育成にも努めていきます。

●情報提供・相談窓口の充実〔笑1-1-4〕

○福祉情報の総合ネットワークを構築し、市民、事業者、NPOなどに対して、同時、双方向性のある福祉情報を提供していきます。

○福祉サービス第三者評価制度*を普及・推進し、利用者がよりよいサービスを選択できるよう、事業者のサービス内容や評価に関する情報提供を充実していきます。

○保健福祉サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整えていくため、総合相談できる窓口体制を検討していきます。

●権利擁護の推進〔笑1-1-5〕

○判断能力の不十分な人が、安心して福祉サービスの利用を受けられるように、成年後見制度*の利用支援を図る権利擁護センター「あんしん西東京」を充実していくとともに、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業*を支援していきます。

高齢者福祉の充実

現状 課題

本市においては、平成15年1月現在、65歳以上の高齢者は31,682人で、人口の17.6%を占め、このうちおよそ5人に1人は要介護高齢者となっています。市の人口推計によると、高齢化率は今後も上昇を続け、平成32年には24%程度に達する見込みです。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯はあわせて約10,700世帯で、総世帯数の14%程度となっています。

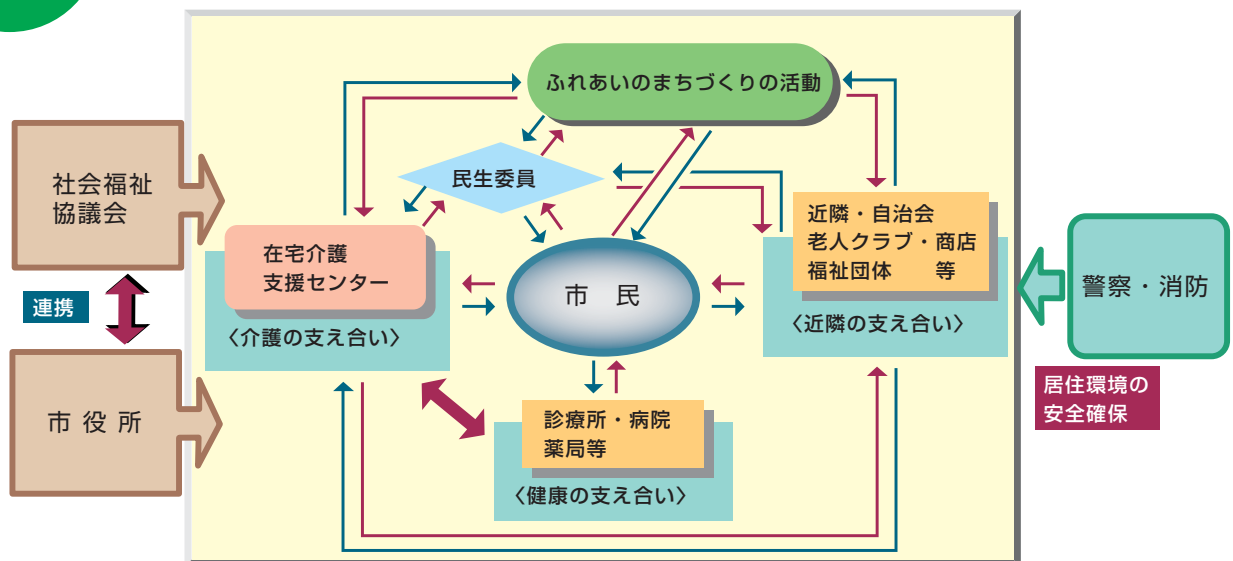
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、それぞれの健康状態や生活状態に応じた高齢者施策に取り組んでいくことが必要です。そのためには、公的なサービスの拡充はもとより、保健・医療・福祉・教育等の連携、社会福祉協議会を核とした関係機関・団体等の市民参加による地域社会づくり、民間企業・NPO・ボランティアによる新たなきめ細かなサービス提供、さらには高齢者自らも健康づくりや介護予防に努めるなどの自助努力が求められます。

高齢者ができるだけ自立した生活をおくるために、地域の相談支援機能の充実・強化や、ひとり暮らし高齢者を身近な地域で見守り、手助けをするしくみを創っていくことが望まれています。

要介護・要支援者に対しては、利用者のニーズに対応できるサービス基盤を整備するとともに、高齢者が要介護状態になるのを予防したり、重度になることを予防するシステムの推進が求められています。

背景 データ

■ 西東京市地域の支えあいネットワーク イメージ図



用語解説

「ケアマネジメント」

高齢者や障害者、またその家族などへの情報提供やさまざまな相談に対応するとともに、個々のニーズを的確に把握したうえで、総合的、効果的なサービス提供が継続的に受けられるようにする活動のこと。

高齢者が住み慣れた地域で安心してすこやかにいきいきと暮らせるまちをめざします。

施策内容

●日常生活への支援【笑1-2-1】

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活ができるよう、高齢者を地域で支えていくためのしくみやネットワーク機能の充実を図っていくとともに、地域の市民などの協力を得ながら地域での見守り活動の拠点整備をすすめていきます。
- 高齢者が地域でできるだけ自立した生活がおくれるよう、住宅改修やホームヘルプサービス事業および配食サービス事業などの充実に取り組んでいきます。

●介護予防の推進【笑1-2-2】

- 介護のいらない自立した暮らしを続けてもらうため、個々の健康状態に見合った運動や栄養指導などの介護予防策を推進していきます。
- 介護予防のためのさまざまな事業・活動全体を有機的、機能的に活かせる介護予防事業の連携と新たな事業の推進を図っていきます。
- 医療・保健・福祉の連携のもと、効果的なリハビリテーションのあり方を調査・研究します。

●介護サービスの充実【笑1-2-3】

- 要介護・要支援の高齢者が自立した生活を営むことができるよう、ケアマネジメント*を支援しながら、介護保険制度*に基づく幅広いサービスを提供していきます。
- 市内7か所の在宅介護支援センター*とこれらを統括する基幹型在宅介護支援センターとの連携と機能の充実を図り、介護サービスの提供をはじめ、さまざまな相談や情報発信の拠点として活用します。
- 高齢者が安心して住むことのできる見守りやケア付きの住宅施設として、社会福祉法人やNPO、民間企業などとの連携により、痴呆性高齢者グループホーム*の整備をすすめるとともに、高齢者生活基盤施設の整備について検討します。

用語解説

「介護保険制度」

寝たきりや痴呆症などの介護を必要とする高齢者に介護サービスを提供するための社会保険制度のこと。介護保険の財源としては、全体の50%が被保険者の保険料から、残り50%は公費(租税)でまかなわれている。

「在宅介護支援センター」

在宅で寝たきり高齢者等の介護を行っている家族が、身近なところで気軽に専門家に相談でき、市町村の窓口に行かなくても必要な福祉サービス等が総合的に受けられるよう調整する24時間体制のセンターのこと。基幹型と地域型の2種類がある。

「グループホーム」

専門スタッフの個別ケアを受けながら、小人数で家庭に近い環境の中で共同生活をする場。

障害者福祉の充実

現状 課題

障害者を取り巻く環境は、障害者自身の高齢化や障害の重度・重複化、また保護者である家族の高齢化など複雑・多様化してきています。本市の障害者（児）は平成15年4月現在約6,100人で、人口の約3%を占めています。

平成12年の社会福祉法の改正・施行により、個人の自立を基本とし、その選択を尊重した福祉サービスの利用制度の確立や、地域福祉の充実等がすすめられることとなりました。平成14年度には精神保健事務の一部が東京都から市に移管され、平成15年度からは支援費制度*が導入されています。

ホームヘルプサービスやデイサービス*、ショートステイ*など多くの福祉サービスが、行政がサービスの内容を決定する「措置制度」から、利用者本人が契約に基づきサービスを利用する「利用制度（支援費制度）」へと変わるにあたり、利用者が必要なサービスを受けられるよう、サービスの充実を図るほか、サービス利用に関する支援、情報提供や相談体制の確立、苦情解決のしくみづくりが必要とされています。

障害者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、一人ひとりの多様なニーズに応えられる地域生活支援体制の整備が求められています。特に、自分の生活スタイルに合わせた生活をおくれるよう、グループホームの整備など、多様な暮らし方が選べる体制を整備することが求められています。

背景 データ

■ 西東京市内の障害者数（年齢別）（H15.4.1現在）

年齢区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
身体障害者数	130	1,486	2,449	4,065
知的障害者数	220	456	21	697

年齢区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	合 計
精神障害者数	0	29	89	69	79	44	13	323
難病患者数	34	42	96	121	187	231	285	996

用語解説

「支援費制度」

利用者主体の障害福祉サービスのしくみ。利用者自らがサービス事業者を選択し、直接契約を行いサービスを利用し、所得に応じた利用者負担額を、事業者に支払う。

「デイサービス」

高齢者や障害者など、介護が必要な在宅の人を福祉・保健、医療施設に日中に数時間受け入れ、日常生活の援助やリハビリテーションを行うサービスのこと。

障害のある人が、地域で自立した生活をおくることができるまちをめざします。

施策内容

●地域生活支援体制の整備〔笑1-3-1〕

- 住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービス・ショートステイ・デイサービスなど在宅サービスの充実を図り、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。
- 地域生活支援センター*事業を推進するなど、障害の状況に配慮した情報提供・相談体制のしくみを整えていきます。
- 何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・生活寮は、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備をすすめていきます。
- インターネット等の情報技術を活用し、各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換等を行うネットワークづくりを支援していきます。

●障害者福祉推進基盤の整備〔笑1-3-2〕

- 身近な地域で自分に合ったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備をすすめます。
- 障害者の自立と社会参加を促進するため、地域で生活する障害者の総合的な在宅支援の拠点として、通所授産施設*やデイサービス施設を備えた（仮称）障害者福祉総合センターの建設をすすめていきます。
- 現在、市内に2か所ある障害者センター機能を見直し、デイサービス事業の充実・拡大や、養護学校卒業者の生活訓練・社会適応訓練等の充実を図っていきます。

用語解説

「ショートステイ」

介護に携わる人が急病などのため、一時的に在宅介護が困難になった場合に、要介護者を社会福祉施設に短期入所させ介護サービスを提供すること。

「地域生活支援センター」

障害のある人が、総合的なサービス提供が継続的に受けられるようにするセンター機能のこと。地域で生活していくうえで必要となる情報を提供したり、さまざまな相談に対応する。

「通所授産施設」

障害のある人たちなどに就労や技能の修得のために必要な機会を提供し、自立支援を行う施設のこと。

社会保障制度の運営

現状 課題

社会保障制度は、だれもが健康で文化的な生活をおくることができるよう支えあう制度です。

本市における最近の生活保護の動向をみると、平成15年3月末日現在で1,160世帯、1,711人ですが、平成14年3月と比較すると世帯で16%、人員で18%の増加となっています。長びく社会・経済情勢等の低迷による相談も多く、ここ数年被保護世帯が増加しています。生活保護制度は、最低限の生活を保障し、あわせて自立を助長することを目的とするもので、関係法令等の遵守に努め、適正な保護の実施を図ることが必要です。

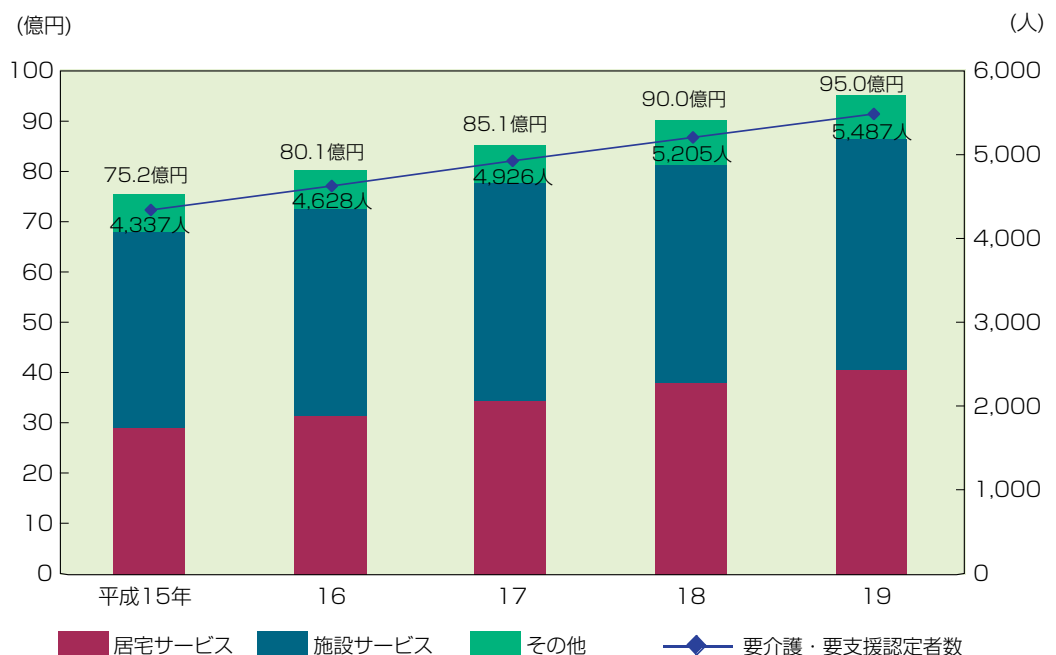
国民健康保険は独立採算を基本として運営されていますが、近年の急速な高齢化、医療技術の高度化などにより、医療費は年々増えつづけ、財政状況は厳しさを増しています。このため、市民の健康保持を図るとともに、負担と給付のバランスの観点から、保険料の適正化を図っていく必要があります。

老人保健医療については、高齢化の進展により年々医療費が増加していることから、高齢者の健康保持や疾病の予防・早期発見などにより健全な運営が図られるよう努めていく必要があります。

介護保険については、高齢者人口の増加が予測されるなか、介護を必要とする高齢者の増加も見込まれるため、介護保険制度を安定して運営していく必要があります。

背景 データ

■ 西東京市の介護保険の状況（見込み）



市民のだれもが、健康で文化的な生活がおくれるよう、社会保障制度の適正・健全な運営に努めていきます。

施策 内容

●生活保護制度の適正な運営〔笑1-4-1〕

○生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、被保護世帯の生活の安定と自立を促すため、各種相談や生活支援を図っていきます。

●国民健康保険制度の健全な運営〔笑1-4-2〕

○国民健康保険制度の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図るとともに、保険料の改定や徴収率向上など財源の確保に努める一方、医療制度の見直しや財政支援について国や東京都に要請していきます。

○国民健康保険制度の趣旨普及に向けて啓発活動の推進、疾病予防としての保健事業の充実を図ります。

●老人保健医療制度の健全な運営〔笑1-4-3〕

○老人保健医療制度については、高齢者の健康保持や疾病の予防・早期発見などに取り組むことにより、福祉の向上と財政的な負担の軽減を図り、健全な運営に努めます。

●介護保険制度の健全な運営〔笑1-4-4〕

○介護保険制度を健全に運営していくため、高齢社会と高齢者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実や基盤整備をすすめていきます。

暮らしの相談の充実

現状 課題

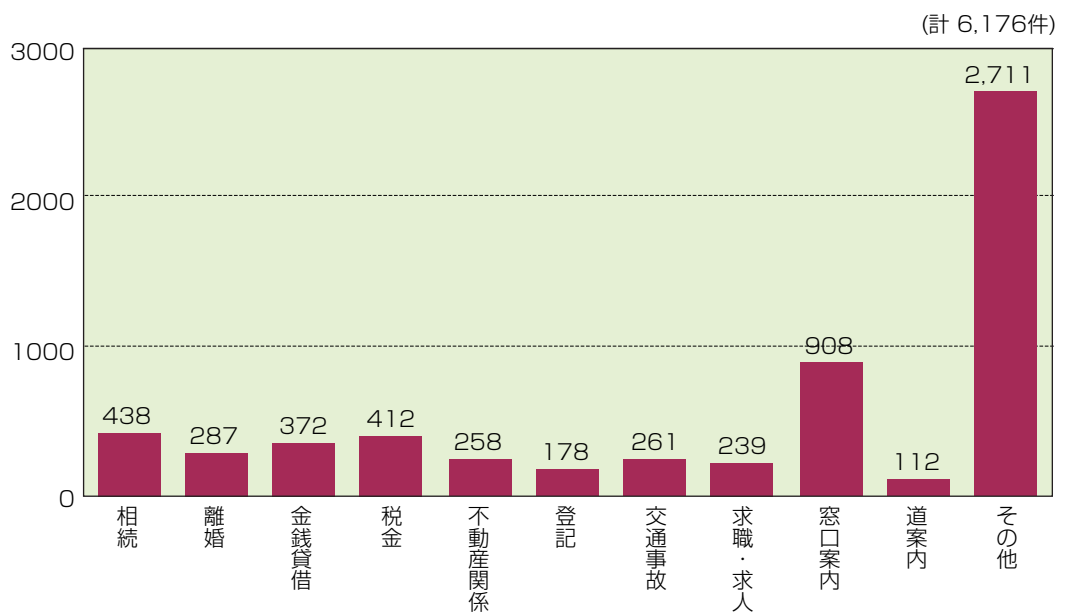
毎日の暮らしのなかで困ったことや悩みごとに対して、市では弁護士や専門の相談員により相談事業を実施しています。日々の暮らしを取りまく問題は、法律問題、消費生活、就労、健康、税務など幅広い分野に及んでおり、相談内容も多種・多様化しています。最近では、訪問販売のトラブル、インターネット取引による売買やサービスにおけるトラブルなどが生じています。

今後は、それぞれの相談事業の体制をいっそう充実させるとともに、専門的な助言や具体的な支援を受けられるよう、相談者への適切な対応が求められています。

また、市民が巻き込まれやすい消費生活上のトラブルについては、被害を未然に防ぐための取り組みをすすめていくとともに、環境に配慮した地球にやさしい消費生活や、毎日の生活にかかわりの深い食の安全についても対応していくことが必要です。

背景 データ

■ 西東京市の一般市民相談件数（平成14年度）



さまざまな相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちをめざします。

施策 内容

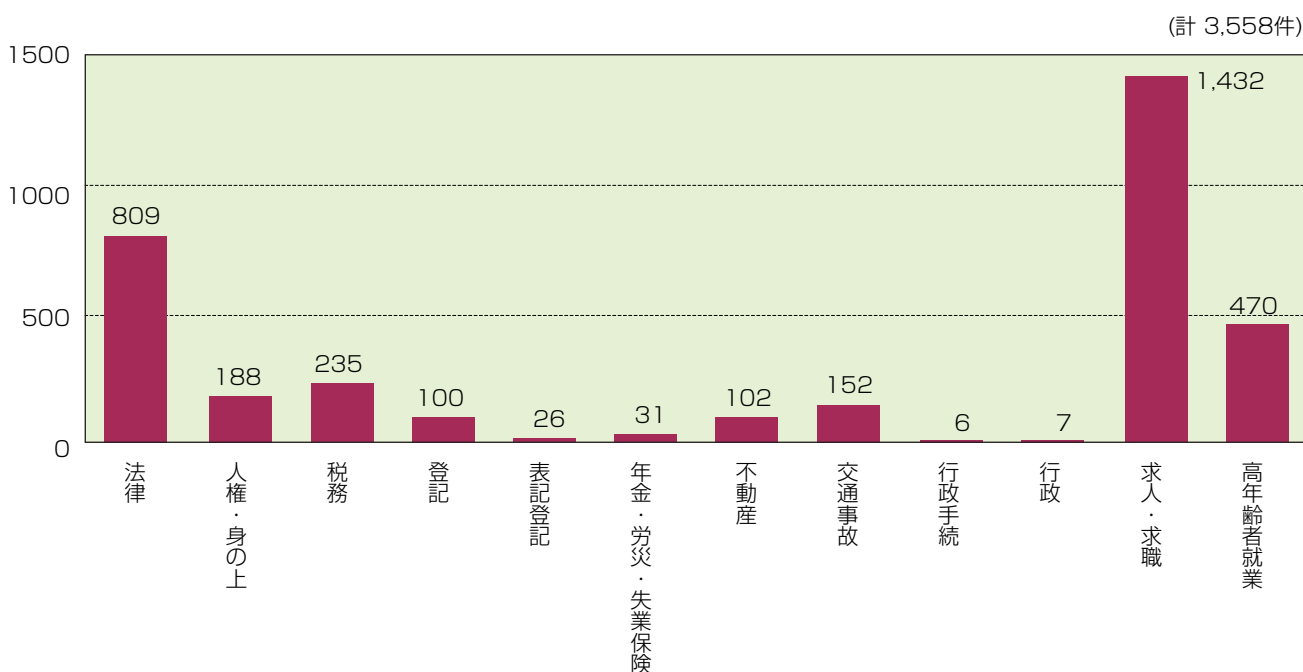
●相談事業の推進【笑1-5-1】

- 市民がかかえるさまざまな問題解決に向けての相談を充実していくとともに、市民が相談しやすい体制づくりに努めていきます。
- 相談が複数の分野にまたがるもの、他の機関との連携が必要なものなど、多種多様な相談に対して適切な対応をし、具体的支援へとつなげられるよう、相談機能のネットワークを構築していきます。

●消費者センターの活用【笑1-5-2】

- 消費生活の安定と向上を図るため、消費者がより相談しやすい体制づくりに努めるとともに、消費生活にかかわるトラブルを未然に防ぎ、解決に向けての対応を支援しながら、よりよい消費生活をおくれるよう取り組んでいきます。
- 国や東京都をはじめ関係機関と連携しながら、食の安全などその時々に応じた各種の問題を取り上げ、さまざまな啓発活動や消費生活講座などを充実していきます。

■ 西東京市の専門相談件数（平成14年度）



健康づくりの推進

現状 課題

近年の健康食品ブームや、生活習慣病*に対する予防の重要性が指摘されるなど、食や健康への関心は高まっています。生涯を健康に過ごしていくためには市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る・将来介護を必要としない健康づくりをめざす」といった健康に対する意識づくりが大切です。

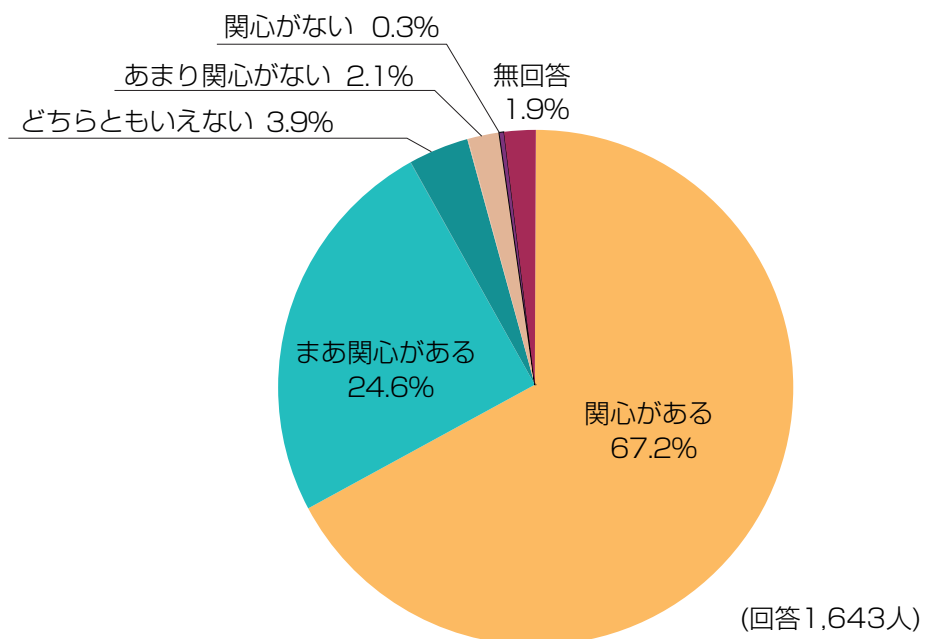
本市では、乳幼児から高齢者までそれぞれの年齢に合わせて、さまざまな健康診査、相談事業、検診などを行っています。

これらの事業は早期発見・早期治療のために実施しているものですが、今後は、「健康の保持・増進」といった一次予防を目的とした、自主的な健康管理を支援するための取り組みも必要です。特に市民の健康に対する意識の啓発や健康教育、また市民や市民団体の主体的な健康づくりの取り組みへの支援などが求められています。

また、夜間や休日、緊急時などにも適切な医療が受けられるよう、医療体制を整備していくとともに、高度医療や救急医療にも対応した地域医療体制の充実が求められています。

背景 データ

健康への関心の程度 (平成13年度健康づくり推進プラン策定のための市民アンケート調査より)



乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた、からだと心の健康づくりを支援します。

施策 内容

●計画的な健康づくりの推進〔笑2-1-1〕

- 市民の健康づくりを推進するにあたり、健康日本21*や健やか親子21*などを基本としつつ、健康づくり推進プラン*を策定し、地域における健康づくりをすすめ、市民の主体的な取り組みを支援します。
- 市民のニーズをとらえた施策と実施方法の工夫、学校保健・教育との連携、健康推進のための環境整備などを検討していきます。

●市民の主体的な健康づくりへの支援〔笑2-1-2〕

- 乳幼児とその保護者や妊産婦に対して、きめ細かな相談や健康管理、保健指導などの支援体制を整えていきます。生活習慣病や要介護を予防するため、生活指導、基本健康診査やがん検診などを実施していきます。
- 疾病・老化等により心身の機能が低下している方に対しては、日常生活の自立を助けるため、必要な訓練を行っていきます。
- 健康に対する意識の啓発や健康教育、各種スポーツ教室などをすすめ、市民の主体的な健康づくりへの取り組みを促していきます。

●地域医療の充実〔笑2-1-3〕

- だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくとともに、日ごろから安心して相談のできるかかりつけ医の普及を図っていきます。
- 高度医療、救急医療の機能を持つ地域医療センターとしての公立昭和病院の充実に努めていくとともに、救急医療体制の強化として、広域的な連携による医療の充実について関係機関に要請していきます。

用語解説

「生活習慣病」

アンバランスな食事内容と不規則な食事時間、運動不足、ストレス、喫煙、過度の飲食など、体の負担になる生活習慣を続けることによって引き起こされる高血圧や高脂血症、糖尿病などのこと。

「健康日本21」

2010年度を目途とした国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」のことで、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくりを推進するための計画。

「健やか親子21」

2010年度を目途とした国民みんなで推進する運動計画のことで、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するもの。

「健康づくり推進プラン」

国の「健康日本21」や東京都の「健康推進プラン21」をベースにして、市民に密着したきめ細い健康づくりの施策の推進と、健康づくりに関する総合的な方策を位置づけた本市の計画。

高齢者の生きがいづくりの充実

現状 課題

日本人の平均寿命が伸びつつあるなか、高齢期を健康で生きがいをもって暮らしていくことは大きな課題となっています。

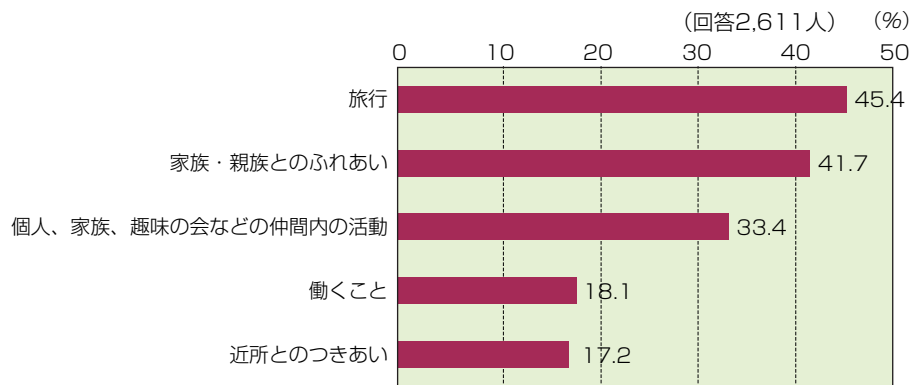
高齢者が豊かな知識や経験を活かしながら、地域社会の一員として活動していくことは、高齢者の健康の保持、増進の上からも、介護予防の面からも必要なことです。

本市では、シルバー人材センター*を中心として、元気な高齢者の就労支援を行い、身近な地域で多様な働き方が実現できるよう事業をすすめています。また、福社会館や老人福祉センターを中心として、高齢者が地域のなかで健康で明るい生活がおくれるよう、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどを総合的に実施しています。

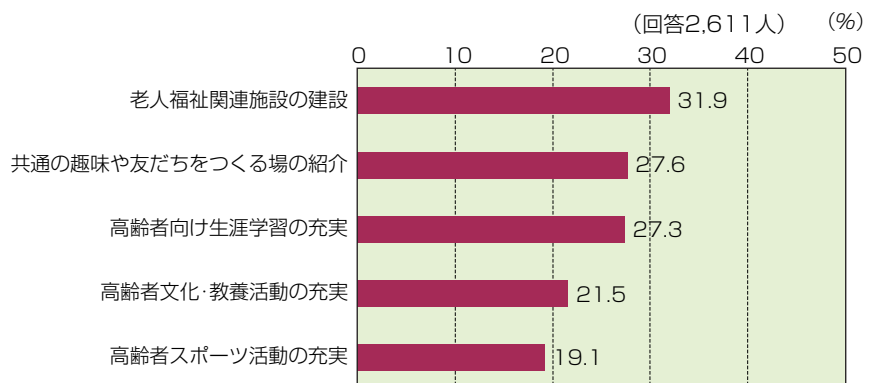
今後は、これらの事業を充実・活性化していくとともに、よりいっそう社会参加や地域交流を促進していくことが大切です。

背景 データ

■ 今後行いたいこと/上位5項目 (平成13年度高齢者一般調査より)



■ 高齢者の生きがいづくりで、今後市に特に力を入れてほしいもの/上位5項目 (平成13年度高齢者一般調査より)



高齢者が地域のなかで生きがいをもって人生をおくれるまちをめざします。

施策 内容

●就労の支援〔笑2-2-1〕

○高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就労の場を確保するため、シルバー人材センターの運営を支援していくとともに、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、就労支援の拡充に努めます。

●生きがいづくりの支援〔笑2-2-2〕

○知識や経験を若い世代に伝えるための世代間交流を深めたり、健康の保持・増進のためのスポーツやレクリエーション活動の促進、知識・教養の向上、社会奉仕活動などといった、生きがいづくりに必要な機会の充実を図ります。

○地域の高齢者の生きがい対策の拠点である、福祉会館の建替えや改修を計画的にすすめるとともに、地域の多様なニーズに応えるための複合機能をもった施設として再構築を図ります。



用語解説

「シルバー人材センター」

高齢者等の雇用の安定等に関する法律により設置された公益法人。高齢者が経験や知識、能力を活かし、身近な地域で多様な働き方を実現することを目的としている。

障害者の社会参加の拡大

現状 課題

障害者が就労することは、社会的自立のための経済基盤となるとともに、生きがいをもって生活していく上で重要な意味をもっています。障害者がその希望と適性を尊重され、働くことができるような社会が求められています。

市内には福祉的就労*の場として、小規模通所授産施設*や作業所が12か所設置され、働く機会が提供されていますが、これら作業所の自立と経営の安定を推進していく一方、一般就労の機会の拡大を図っていく必要があります。

また、生活を豊かで潤いのあるものにする、文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動への参加機会を増やすとともに、情報提供や移動支援、IT技術の活用などの促進などをすすめ、社会のさまざまな分野に参加できるように支援していく必要があります。

今後も、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害者が地域のなかで生きがいをもって生活ができるよう、社会参加の環境整備をすすめていく必要があります。

背景 データ

■ 障害者が働くために大切な環境整備 上位3項目 (複数回答)

(平成13年度身体障害者調査、知的障害者調査、精神障害者調査、難病患者調査より)

(%)

○身体障害者〔身体障害者手帳所持者2,434人〕	
健康状態にあわせた働き方ができること	43.0
自分の家の近くに働く場があること	38.8
障害のある人に適した仕事が開発されること	34.5
○知的障害者〔愛の手帳所持者354人〕	
障害のある人に適した仕事が開発されること	65.0
自分の家の近くに働く場があること	64.4
事業主等が障害者雇用について十分理解していること	55.6
○精神障害者〔精神障害者通所作業所等の利用者69人〕	
自分の家の近くに働く場があること	55.1
健康状態にあわせた働き方ができること	53.6
障害のある人に適した仕事が開発されること	42.0
○難病患者〔特定疾患の医療費助成を受けている者715人〕	
健康状態にあわせた働き方ができること	61.7
自分の家の近くに働く場があること	46.9
事業主等が難病患者の雇用について十分理解していること	35.4

障害のある人が、地域のなかで、元気に生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

施策 内容

●雇用・就労の支援〔笑2-3-1〕

- 養護学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、市として雇用に努めるほか、社会福祉法人、NPO、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。
- 小規模通所授産施設の立ち上げを活性化させる支援や、自立と経営の安定化を図るための法内化施設*への支援、授産製品の販路拡大などの支援を行います。

●社会参加の支援〔笑2-3-2〕

- 障害のある人もない人も、地域のなかでともに生活していける環境を整えていきます。
- 障害者が生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動を楽しむことができるよう、機会の提供を図っていきます。
- 障害者の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者により移送サービスを拡充していきます。

用語解説

「福祉的就労」

授産施設や小規模作業所で働くことをいう。自立や更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

「小規模通所授産施設」

これまで通所授産施設は定員20名以上とされてきたが、社会福祉法の改正により新たに「定員10名以上19名以下の通所授産施設」を「小規模通所授産施設」として定義するようになった。主に、法内化した小規模作業所がこれにあたる。

「ノーマライゼーション」

障害のある人が、社会の中で普通に生活ができることを当然とする考え方のこと。

「施設の法内化」

障害がある人のための小規模作業所の多くは、これまで任意団体（法外施設）として運営されてきたが、一定の要件を満たすことにより社会福祉法人として認可されるようになった。そのような動きを施設の「法内化」としている。